## 長崎県がん登録事業報告

## 長崎県におけるがんの罹患と死亡

2016年診断症例

令和2年3月

長崎県福祉保健部 長崎県がん登録室 (公財) 放射線影響研究所

### 目 次

Ι	全国がん登	<b>经最概要</b>	
	1 長崎県の	がん登録······	···· 1
:	2 目的		···· 1
;	3 対象及び	客体·	···· 1
	4 実施の期	間	···· 1
!	5 実施の方	法	···· 1
(	6 結果の集	計	···· 2
П	登録状況の	)概要	
	1 主要部位	別罹患数	3
:	2 年齢階級	別罹患率	···· 5
;	3 累積罹患	率	··· 10
	4 主要部位	別死亡数	···11
,	5 受療割合		·· 12
	6 発見経緯		···13
	7 進展度…		··14
	8 検診対象	がんにおける進展度割合 ····································	·· 15
!	9 患者の受	診動態······	·· 19
Ш	付表		
:	表 1-A	罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口 10 万対)、年齢調整罹患率(人口 10 万対)、累積罹患率(%) : 部位別、性別 (上皮内がんを除く)	·21
;	表 1-B	罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口 10 万対)、年齢調整罹患率(人口 10 万対)、累積罹患率(%) : 部位別、性別 (上皮内がんを含む)	·22
;	表 2−A	年齢階級別罹患数 : 部位別、性別 (上皮内がんを除く)	··23
;	表 2-B	年齢階級別罹患数 : 部位別、性別 (上皮内がんを含む)	··26
;	表 3-1-A	年齢階級別罹患率(人口 10 万対、100 歳以上まるめ) : 部位別、性別 (上皮内がんを除く)	··27
:	表 3-1-B	年齢階級別罹患率(人口 10 万対、100 歳以上まるめ) : 部位別、性別 (上皮内がんを含む)	30
;	表 3-2-A	年齢階級別罹患率(人口 10 万対、85 歳以上まるめ) : 部位別、性別 (上皮内がんを除く)	··31
;	表 3-2-B	年齢階級別罹患率(人口 10 万対、85 歳以上まるめ) : 部位別、性別 (上皮内がんを含む)	··34
;	表 4−A	発見経緯(%) : 部位別 (上皮内がんを除く)	35
:	表 4-B	発見経緯(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	36
:	表 5-1-A	進展度・総合(%): 部位別 (上皮内がんを除く)	37
;	表 5-1-B	進展度・総合(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	38
:	表 5-2-A	進展度・治療前(%) : 部位別 (上皮内がんを除く)	39
;	表 5-2-B	進展度・治療前(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	··40
:	表 5-3-A	進展度・術後(%) : 部位別 (上皮内がんを除く)	··41
:	表 5-3-B	進展度・術後(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	··42
:	表 6-A	初回治療内容割合(%) : 部位別 (上皮内がんを除く)	··43
	表 6-B	初回治療内容割合(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	44

表 7-A	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲(%) : 部位別 (上皮内がんを除く)	···· 45					
表 7-B	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	····46					
表 8-A	精度指標 : 部位別、性別 (上皮内がんを除く)	····47					
表 8-B	精度指標 : 部位別、性別 (上皮内がんを含む)	····48					
表 9	死亡数、部位割合(%)、粗死亡率(人口 10 万対)、年齢調整死亡率(人口 10 万対)、累積死亡率(%) : 部位別、性別	J ·49					
表 10	年齡階級別死亡数 : 部位別、性別	···· 50					
表 11-1	年齢階級別死亡率(人口 10 万対、100 歳以上まるめ) : 部位別、性別	···· 53					
表 11-2	年齢階級別死亡率(人口 10 万対、85 歳以上まるめ) : 部位別、性別	···· 56					
付表 1	罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口 10 万対)、年齢調整罹患率(人口 10 万対)、累積罹患率(%) : 詳細部位別、性別	·59					
付表 2	死亡数、部位割合(%)、粗死亡率(人口 10 万対)、年齢調整死亡率(人口 10 万対)、累積罹患率(%) : 詳細部位別、性別 ·6						
付表 3-A	初回治療内容割合詳細(%) : 部位別 (上皮内がんを除く)	····63					
付表 3-B	初回治療内容割合詳細(%) : 部位別 (上皮内がんを含む)	····64					
表 42-A	年齢階級別罹患数 : 市区町村別、性別 (上皮内がんを除く)						
表 42-B	年齢階級別罹患数 : 市区町村別、性別 (上皮内がんを含む)						
	全部位 (A,B)	····65					
	胃(A)	····67					
	大腸(A,B)·····	····68					
	肝および肝内胆管 (A)	···· 70					
	肺(A,B)	····71					
	前立腺(A)	···· 73					
	乳房(A,B)·····	···· 74					
	子宮 (A,B)	···· 76					
	子宮頸部 (A,B)	···· 78					
	子宮体部 (A)	80					
	白血病 (A)	····81					
表 62-A	年齢階級別罹患数 : 医療圏、保健所別、性別 (上皮内がんを除く)						
表 62-B	年齢階級別罹患数 : 医療圏、保健所別、性別 (上皮内がんを含む)						
	医療圏別						
	全部位 (A,B)······	····82					
	胃(A)	····84					
	大腸(A,B)·····	····85					
	肝および肝内胆管 (A)	····87					
	肺(A,B)	88					
	前立腺(A)	····90					
	乳房(A,B)·····	····91					
	子宮(A,B)······	····93					
	子宮頸部 (A,B)	···· 95					
	子宮体部 (A)	····97					
	白血病(A)······	98					

#### 保健所別

	全部位 (A,B)······	99
	胃(A)	101
	大腸(A,B)	102
	肝および肝内胆管 (A)	104
	肺(A,B)	105
	前立腺(A)	107
	乳房(A,B)	108
	子宮 (A,B)	110
	子宮頸部 (A,B)····································	112
	子宮体部 (A)	114
	白血病(A)	115
IV	7 事業実施要領	
	長崎県がん登録・評価事業実施要領	116
	全国がん登録届出票	119
	全国がん登録 長崎県がん情報管理要領	120
V	7 参考資料	
	1届出項目一覧	122
	2 電子届出票 PDF ······	123
	3 登録対象の範囲	125
	4 2016 年罹患数・率の主な注意点	126
	5 情報の処理過程	128
	6 全国がん登録における罹患情報届出医療機関(2017年1月~2018年12月)	129
	7 届出医療機関数・届出件数・集約情報件数	130
	8 用語説明	131

# I 全国がん登録概要

#### 1 長崎県のがん登録

- (1) 長崎県のがん登録は、がん患者の罹患状況等を正確に把握し、がん対策に資することを目的に、 長崎市医師会が 1958 年から実施していた長崎市腫瘍統計事業を引き継ぐ形で、地域がん登録と して「長崎県がん登録・評価事業」を 1984 年に開始した。医療機関からがん罹患情報を自主的に 届出いただく以外に、医療機関へ出向きカルテからがん罹患情報を抽出する採録も行ってきた。 あわせて長崎市医師会(現在の主体は長崎県医師会)によって 1974 年に開始された長崎腫瘍組 織登録事業から病理診断が提供され、長崎県がん登録の精度向上に大きく寄与した。
- (2) 2016 年 1 月の「がん登録等の推進に関する法律」の施行により、全国がん登録が開始され、2016 年以降の症例については、長崎県がん登録・評価事業も、全国がん登録を構成する都道府県がん登録として実施されることとなった。

#### 2 目的

全国がん登録は、がん医療の質の向上並びにがんの予防の推進のため、情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、がんの罹患、治療、転帰等の状況を把握し、分析することを目的とする。

#### 3 対象及び客体

がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。)によりがんの初回の診断が行われたとして全ての病院及び指定された診療所(以下「病院等」という。)から都道府県知事に届け出られた者及び市区町村長から報告される死亡者情報票によって把握されたがんによる死亡者を対象としている。本報告は、2016 年に日本において診断された日本人及び外国人の事象を客体としている。

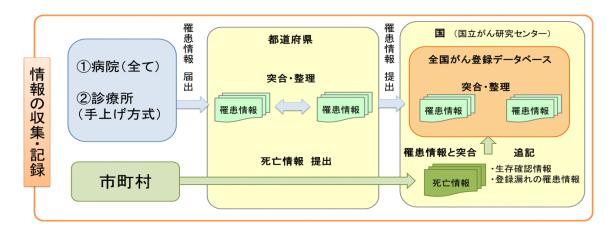
#### 4 実施の期間

2016年1月1日~同年12月31日

#### 5 実施の方法

病院等の管理者は、届出対象となっているがんの診断又は治療をした場合に届出票を作成し、都道府県知事を介して厚生労働大臣に提出する。市区町村長は、死亡の届書(死亡届及び死亡診断書等)に基づいて死亡者情報票を作成し、都道府県知事を介して厚生労働大臣に提出する。厚生労働大臣は、提出された情報について照合等を行いデータベースに記録する。なお法第23条の規定によりこれらの厚生労働大臣の権限及び事務は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)に委任されている。

また、市区町村長による死亡者情報票の提出については、「がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について」(平成27年11月24日付統発1124第1号及び健発1124号第2号)において、人口動態調査の死亡票の作成及び提出することをもって替えることができるものとしている。



#### 6 結果の集計

長崎県では、国立がん研究センターより提供された長崎県の集計表(本報告書のⅢ付表)及びデータに基づいて「Ⅱ登録状況の概要」を報告する。

法第2条によって定められた届出対象となる疾患を、「国際疾病分類腫瘍学 第3版」により分類し、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に変換した統計分類によって集計している。

がん登録では。原発のがんを登録している。また、1人の人で、独立した2種類以上のがんが発見されることがある。その場合、それぞれのがんを独立して数えるため、延べ人数である。

(項目 2~6 は資料1に基づき、長崎県版に編集)